

渡辺だいすけ 奔走記

第10号

2022年1月

— 発行者 —
福井県議会議員
渡辺大輔

福井市新田塚1-70-31
TEL.0776-50-2083

県政報告

新年号

新年あけましておめでとうございます。

新型コロナウイルスの蔓延から約2年。新たな「オミクロン株」の脅威が増す中、今年こそ自然と共存しながら日常を取り戻す年となりますよう、皆様に平穏な日常が訪れますよう、精一杯取り組んでまいります。

議会答弁

活動報告

★県内のヤングケアラー支援策



福井県は、昨年の9月に県内の高校2年と中学2年、約1万4千人を対象に、任意によるヤングケアラーに関する調査(回答率12%)を行いました。その結果、家族の世話をしていると答えた生徒が全体の4.4%であることが分かりました。全国が4.9%でしたので、ほぼ同様の割合でした。世話をする相手は「祖父母」、その頻度は「ほぼ毎日」が最も多く、中には世話に費やす時間が1日7時間以上という回答もありました。

家族の世話はとても大切で、愛情にあふれた行為です。ただ一方で、**家族の世話に追われ、部活動や自宅での勉強時間の制約、さらには当然許される友達との交流や自宅でゆっくり過ごす時間が全くなく、精神的に追い詰められながら、誰にも相談できない生徒達がいることも事実です。**特に、最近では一人親家庭が増えてきたことから、その親が病気やケガで働けなくなった場合、途端に子ども達(特に長男や長女)がヤングケアラーになるケースが増えています。

今回のアンケートの中には「自分の状況、境遇についてよく知ってほしい」「話を聞いてほしい」という意見もありました。話を聞いてほしいけれど、相談するところが分からない、友達や周囲の人に知られたくない、などから多くの生徒達が相談できない状況にあります。まずは社会的にこの問題を周知してもらい、そして気軽に相談できる窓口を設置し支援に結びつける、さらにヤングケアラーに該当する子ども達同士の交流の場を設け、過去にこうした経験をされた方の話を聞くなどの対策が必要です。こうした県としての支援策について提言しました。

ヤングケアラーの可能性のある主な事例

- 障がいや病気の家族に代わり料理や掃除など家事をする
- 障がいや病気の家族の入浴やトイレを介助
- 外国出身や障がいのある家族のために通訳
- 家計を支えるために労働
- 飲食やギャンブルの問題を抱える家族に対応



※日本ケアラー連盟のホームページを基に作成

A

【知事】 ヤングケアラーへの対策は当然のことながら必要と考えています。まずヤングケアラーをよく周知し、自分がヤングケアラーにあたることを知ってもらう、周囲もそれを認識して孤立させない**取り組みが必要**と考えます。支援については今回の調査を活かし、どのような仕組みがいいのか検討し実行に移していきます。

★強度行動障がいへの支援策

あまり耳慣れない言葉かもしれませんが、知的障がいや自閉症の一部の方で、自分の気持ちが伝わらないなど、周囲の環境と上手くかみ合わないとき、他人を叩く、頭突き、噛みつき、自傷行為、物を壊す、などの行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことを言います。こうした状態にある方は、県が把握しているだけで現在599名いらっしゃいます。私も実際、在宅で支援しているご家庭を調査しましたが、家具を壊す、ドアのガラスに自分の額を打ち付けて血を流す、母親を殴る、などご家族は本当に大変な状況の中で支援されていることが分かりました。

本人も決して故意にやっているわけではありません。ただ危険な意思表示であることから本人はもちろん、在宅支援に限界を感じているご家族への支援も必要であり、障がい(児)者施設への入所に向けた努力が必要不可欠です。

しかしながら、受け入れる施設側も個室の整備や、高度な知識とスキルを身に付けた職員の配置、基本報酬の引き上げなどの多くの課題もあります。国や県、市町の行政支援のもと、改善に向けた取り組みを強く求めました。



A

【知事】現在、通所も入所もできず在宅支援で入所を待っている方が22名。少しでも早く0にしていけることが必要だと思っています。県としてもこの4年間で131の個室を整備し、今年度から専門的なスキルのフォローアップ研修をしています。今後は国へも基本報酬の引き上げを強く要望しながらご家族の意向に沿った入所に努力していきます。

★子の看護休暇の拡充

「女性が暮らしやすい社会は、みんなが暮らしやすい社会」。これは福井県男女共同参加計画(案 R4~R8)の中の策定コンセプトに書かれたものです。今後目指すべき社会とは、こういう社会だと私も考えます。この中に「安心して子育て、介護ができる支援制度の充実」が謳われています。家事ばかりでなく、子育てや介護の多くを女性が担ってきた時代から、夫婦相互に、そして民間団体や行政サービス、地域社会で行っていく社会を目指していくものです。

現在、一部の民間や公務員には「子の看護休暇」制度が整えられています。中学校就学前(小学校6年生卒業まで)の子どもが、病気やケガでの通院や入院などで親が看護しなければならないとき、年間5日まで時間単位で休暇が取れる制度です。しかし、最近では中・高校生はもちろん、高齢化や核家族化が進む中で、職員の父母や義父母の通院、入院に関する看護も増えています。全国的にはこうした状況を踏まえ、これまでの中学校就学前という対象年齢を拡充し、2親等以内の家族に対する看護休暇いわゆる「家族の看護休暇」を制度化している自治体が増えています。

あるいは、日数を5日から7～8日まで増やしている自治体も出てきました。調査したところでは、少なくとも19の府県において、福井県より優遇された看護休暇制度を整えています。

特に共働き率が多い福井県では、夫婦どちらかが仕事を休んで家族の看護を行う頻度も増えています。ましてや「安心して子育て、介護ができる支援制度の充実」を謳う福井県だからこそ、看護休暇制度の拡充をすべきと提言しました。



A

【総務部長】看護休暇制度の拡充については、民間企業や他県の動向、職員の休暇実績を踏まえて検討していきます。

★発達障がい児・者への就労支援

最近特に増えてきた発達障がい児・者。文科省の調査では、全国小中の児童生徒に占める発達障がい児の割合は6.5%ですが、学校現場に勤めていた私の感覚からすると1クラスに10%は在籍していたように思います。特に知的障がいを伴わない発達障がい児は、集団行動や友達との関わりが苦手だったり、物事へのこだわりがあったりする一方で、**一定以上の学力を有する、興味・関心の高い分野には寝食を忘れて取り組む、などの特性があります。**さらには年齢が上がるに従って、集団行動への困難さなどの特性も目立たなくなり、高校や大学では他の生徒や学生とほとんど変わりなく日常生活を送ることができます。

問題はこうした子ども達が就労する時です。発達障がいに気づかない、あるいは気づいていてもその事をクローズにしたまま就労すると、この障がいのもつ特性から、職場において同僚とコミュニケーションがとれない、整理整頓ができない、物忘れや勘違いが多い、電話対応ができない、といった社会人として求められることに困難さを感じます。結果的に職場の同僚から再三の注意や叱責を受けて、自己否定感が強まり、挫折感から離職するといったケースが多く見られます。しかし、この方たちは先ほど述べたように、**人並み以上に優れた能力や得意な分野を有しており、企業側がこうした障がいを理解し、この方たちの能力を活かせる業務や職場に就かせることで、とても誠実に意欲的に仕事をこなすことができます。**これは企業側にとっても大きなメリットとなります。

福井県では全国に先駆けて、知的障がいを伴わない発達障がい児・者のスムーズな就労に向けてのプロジェクトチームを立ち上げました。発達障がいをもった方々が意欲的に、そしてやりがいを感じる就労につながるよう、プロジェクトチームの取り組みについて質疑しました。



発達障がいはあるが社会人として仕事に就きたい

自分に合っている仕事と出会い、安心して長く働きたい



A

【健康福祉部長】発達障がい者の一般就労についての正確な全体像把握は困難を極めますが、県では全国に先駆けて労働、教育、福祉の行政と支援機関でプロジェクトチームを構成し、**まず把握できる就労者数を増やしていく努力をしていきます。**企業側への発達障がいの特性を知っていただく研修にも取り組んでいきます。

お知らせ

※例年この時期に行ってきました「渡辺だいすけ 県政報告会」は、新型コロナウイルス感染症が一定の収束を見るまで延期したいと思います。
開催の折には、チラシ等でお知らせいたします。

★昨年12月定例会、一般質問のYouTube動画を是非ご覧ください！



フリー・トーク

定時制高校に通うA子さん。もともとは獣医を目指し、私立高の特進コースに通っていました。高校1年生の時、母親が治療法の確立されていない病気を発症し、仕事を続けることが出来なくなり退職。あまりに稀少な病気のため、難病指定は受けられず、毎月の治療代も相当なものでしたが、やっとの思いで難病指定相当の月額治療代上限1万円を認定してもらいました。父親だけの収入だけでは生活していけず、Aさんはそれまでの私立高から定時制高校に転入しました。

その後、亡き祖父がA子さんのために掛けていた学資保険を半分崩し、少しずつ使うことで何とか生活できましたが、学資保険で賄えたはずの学費の半分は、Aさんの夕方からのバイトで賄うことになりました。自分で稼いだ月のバイト代のうち、お小遣い1万円を除いた全てを家に預けています。Aさんは念願だった獣医を諦めましたが、小さい頃から動物が好きだったので、県内のトリマー専門学校への進学を目指しています。

同じくB子さん。母子家庭で育ち、姉は大学生、弟は高校生。母親は病気を抱えながら、手取り月約25万円と母子家庭支援を受けて何とか3人を希望の学校に通わせています。Bさんも将来、医療系の専門学校に行きたいという希望を持っています。母親は借金をしてでもBさんの希望を叶えたいと言っています。ただ、病気を抱えながら3人の子ども達のために必死で働いている母親に、Bさんはこれ以上の負担はかけたくないとの思いから、自ら定時制を選択し、自身の進学費用を、多いときで月100時間のバイトをしながら貯めています。母親の話になった時は、涙で言葉が詰まっていました。

1人親家庭で、しっかり自分の夢を追い続けるC君。目指す県外の大学進学のため、朝の新聞配達、その後の宅配のバイト、それから午前部の授業をこなし、午後もバイトを入れて帰宅は夜の11時。これを、ほぼ毎日続けながら、県外大学学費と生活費を貯めています。でも毎日が楽しいと言っていたのが印象的でした。

昨年8月に行われた高校生県議会のために行った取材で、生徒達の大変な実情を知りました。高校生たちへの指導・助言のための取材でしたが、逆に私が議員としての指導を受けました。社会的弱者への支援こそ、行政が行うべきものです。「この子たちのために何ができるか」常に忘れず行動していきます！



お困り、お悩みなど
ありましたら
是非ご相談を！

渡辺大輔事務所

〒910-0067 福井市新田塚 1-70-31

TEL.0776-50-2083 FAX.0776-50-2086

E-mail d-wat571@outlook.jp

<http://watanabe-daisuke.info/>



Facebook用

オフィシャルサイト